

## I 競争入札に付する事項

### (1) 業務委託名

「資源ごみ」等再資源化推進事業業務委託(植木地区)

### (2) 目的及び概要

熊本市が指定する区域に排出された資源ごみ等について、選別・圧縮・梱包等の中間処理を行い、再資源化することで最終処分場及び焼却施設の延命化等を図るもの。

※詳細は仕様書を参照のこと。

### (3) 履行場所

受託者施設内

※詳細は仕様書を参照のこと。

### (4) 履行期間

令和8年(2026年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで

## 2 担当部局

〒860-8601 熊本中央区手取本町1番1号

熊本市 環境局 資源循環部 廃棄物計画課

電話096-328-2359(直通)

## 3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

## 4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成20年告示第731号)第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

さらに、業種として、第1分類「廃棄物処理業務」・第2分類「一般廃棄物収集運搬、処分」業務での登録をしていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

(4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年公示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。

(5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 消費税、地方消費税及び熊本市税並びに熊本市廃棄物処理手数料の滞納がないこ

と。

- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 北区内に次の要件を満たす中間処理施設を有する者であること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定による本市の設置許可を有する一般廃棄物処理施設であること。

ア 当該業務で対象とするびん及び缶を10トン/日以上中間処理する能力並びに設備を有すること。また、磁選機、プレス機を備えていること。

イ 当該業務で対象とするペットボトルを5トン/日以上中間処理する能力並びに設備を有すること。また、プレス機を備えていること。

ウ 当該業務で対象とする紙を20トン/日以上中間処理する能力並びに設備を有すること。また、プレス機を備えていること。

エ 中間処理対象品目、受入品目の搬入出重量をkg単位又は10kg単位で計量(記録、計量伝票発行等を含む。)できる計量法(平成4年法律第51号)に基づく設備を有すること。

オ 搬入されたびん、缶、ペットボトル、紙及びその他資源物をそれぞれ混合することなく、貯留集積することができる250m<sup>3</sup>以上の容積を備えた設備並びに再生資源の品質を損なうことなく適正に保管することができる設備を有すること。

カ 10トン車両が円滑・安全に搬入出、積込等ができる車両動線が確保できること。

キ 処理予定量に基づく発生予定量の各選別残さ等を適正に保管できる設備を有すること。

ク 当該中間処理施設は、大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)、水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)、騒音規正法(昭和43年法律第98号)、振動規正法(昭和51年法律第64号)及び悪臭防止法(昭和46年法律第91号)等を遵守し、必要な環境保全対策(ごみ・粉塵の飛散、悪臭の発散、騒音・振動の発生、汚水の浸透・流出及び排水による汚濁等の防止)を講じた周辺生活環境に配慮した施設であること。

(10) 令和7年(2025年)12月1日時点での決算状況について、以下の要件を満たしている者であること。

ア 直前第1期の決算が債務超過でないこと。

イ 直前3期のうちいずれか1期の決算の経常利益が黒字であること。

(11) 本件競争入札に事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員が(5)、(8)、(9)及び(10)の要件を全て満たす者であること。

## 5 申請手続等

(1) 申請書、仕様書、入札説明書等の交付期間及び方法

令和8年(2026年)1月9日(金曜日)から令和8年(2026年)1月26日(月曜日)まで。

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する(担当部局で

の配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)。

郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

・担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。

・熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、仕様書等の設計図書については、入札日までの間、2の担当部局において閲覧に供する。

## (2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

### ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)

(イ) 競争入札参加資格審査調書(様式第2号)

(ウ) 競争入札参加資格要件(9)の確認調書(様式第3号)

(エ) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書のいずれか一つ(写可)

(証明年月日が申請書等提出時の3ヶ月以内のもので、それぞれの官公署において定めた様式によるものであること)。

(オ) 決算報告書(写可)(貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、直前の第1期、第2期及び第3期分)

(カ) その他各様式で定められた添付書類一式

### イ 提出期限

令和8年(2026年)1月26日(月曜日)午後5時まで

郵送する場合は、令和8年(2026年)1月26日(月曜日)午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

### ウ 提出部数

1部とする。

### エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長(熊本市環境局資源循環部廃棄物計画課)宛

また封筒の表面に申請する「競争入札に付する件名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

### オ 留意事項

(ア) 様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

(イ) 事業協同組合として本件競争入札に参加する場合は、競争入札参加資格審査調書(様

式第2号)中(12)の「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合において、うち1組合員でも4(5)、(8)、(9)、(10)及び(11)に規定された要件を満たさない場合は競争入札参加資格がないと認める。

### (3) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果(競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)については、書面により通知する。

## 6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

## 8 入札説明書、仕様書等に対する質問

(1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

### ア 提出方法

書面(様式は自由)により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

### イ 受付期間・受付時間

令和8年(2026年)1月9日(金曜日)から令和8年(2026年)1月29日(木曜日)まで  
(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

### ウ 提出先

#### 2の担当部局

ファックス :096-359-9945

メールアドレス:haikikeikaku@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

### ア 閲覧期間

令和8年(2026年)2月5日(木曜日)までに開始し、令和8年(2026年)2月10日(火曜日)までとする。

### イ 閲覧場所

#### 2の担当部局

## 9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更を行うことがある。

## 10 入札等

(1) 5(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札書を持参して行うこととし、郵送及び電送(ファックス、電子メール等)によるものは認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。

### ア 入札日時

令和8年(2026年)2月10日(火曜日)午前11時00分

### イ 入札場所

熊本市役所6階入札室

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書は、本市所定の様式を使用するものとする(5の(3)の通知に同封する)。

(4) 入札執行回数は、2回までとする(2回目以降の入札書の提出については、別途指示する)。

(5) 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。

(6) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。

(7) 熊本市工事競争入札心得(平成2年告示第107号)第5条に準じるほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時において4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

(8) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

## 11 落札者の決定方法

(1) 本案件は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設定する。

(2) 熊本市業務委託契約に係る最低制限価格制度要綱(平成25年告示第873号)第3条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格を提示したもののうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) (2)により落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(4) 開札の結果、最低制限価格に満たない価格で入札した者は失格とし、再度入札に参加できないものとする。

## 12 契約方法

この案件は、電子契約にて締結することができる。なお、電子契約を行う場合、契約の締結にあたって、契約締結の確認の依頼のために使用する電子メールアドレスは、4(1)に掲げる参加資格者名簿に登録する際に申請したメールアドレスとする。その他、熊本市電子契約実施要綱(令和7年10月1日施行)に定めるところによる。

## 13 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除とする。

(3) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明(ただし、契約書の写しに発注者が契約の適切な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。)を提出したとき。

(4) 契約書(案)

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(5) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は、認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が4に規定する競争入札参加資格を満

たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(8) 申請書等の提出及び入札にあたっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。

(9) 申請書類等は、黒色のペン又はボールペンで記入すること（消えるボールペンは不可）。

(10) 以上のはか、詳細は入札説明書による。